子どもの貧困対策計画の策定について

1 概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画(以下「子どもの貧困対策計画」という。)について、令和3年度に実施した子どもの生活状況調査等を踏まえ、子育て支援計画に追補します。

2 基本的な考え方

本区では、「文の京」総合戦略*及び子育て支援計画に基づき、これまでも子 どもの貧困対策を総合的に推進してきたことから、これらの計画における方向 性等を維持し、子育て支援計画が子どもの貧困対策計画を内包するものとして、 計画事業の整理・検討を行います。

なお、計画事業の整理・検討に当たっては、子どもの生活状況調査の結果を 踏まえることとします。

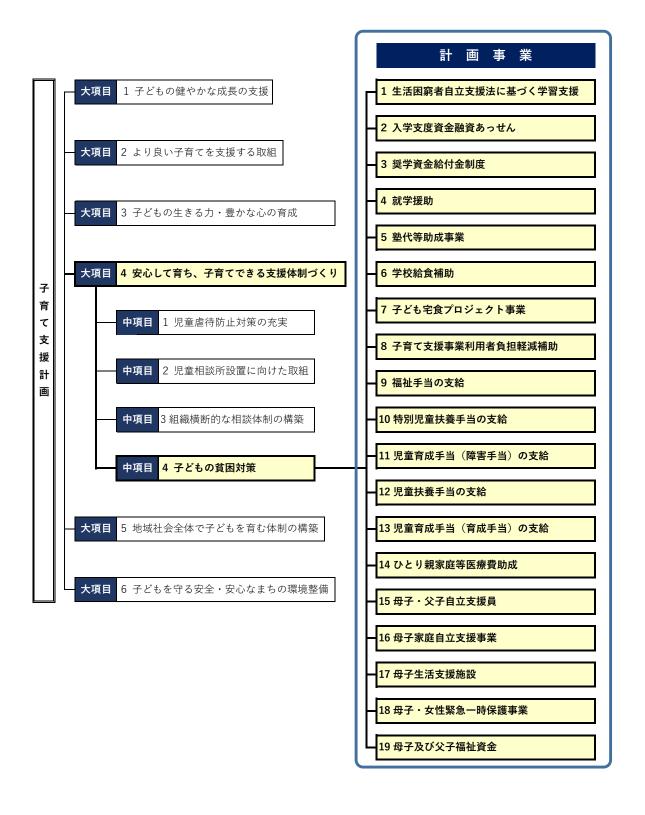
3 現行の子育て支援計画の体系と「子どもの貧困対策」に係る計画事業 別紙1のとおり

4 検討状況

別紙2のとおり

^{* 「}文の京」総合戦略 重要性・緊急性が高い優先課題(主要課題)を明らかにした重点化 計画で、区の最上位の計画に位置付けられています。「文の京」総合 戦略では、「子どもの貧困対策」を主要課題の一つに挙げ、課題解決 に向けて複数の計画事業を展開しています。

現行の子育て支援計画の体系と「子どもの貧困対策」に係る計画事業



検討状況(子育て支援計画への追補事項)

1 子育て支援計画の性格・構成

本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第 61 条第 1 項	子育て支援計画
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に 関する法律第9条第2項	

2 「子どもの貧困対策」に係る計画事業

4-4-1 生活困窮者自立支援に基づく学習支援

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,, see -m 14,	-mer - 1		
	生活困窮等	等の埋由によ!	り、字省境境	・生活環境に	課題のある		
事業概要	子ども及び係	・ども及び保護者に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に					
	行う。						
	1-1-45	就学前	就学前				
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生 	中高生		
ステージ				0			
				O	0		

4-4-2 入学支度資金融資あっせん

事業概要	的に、区と	広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給(貸付利子年2.9%、保証料を含む。)を行う。						
対象ライフ	し、区が利子 妊娠期	·補給(貸付利 就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	保証料を含む 小学生	中高生			
ステージ					0			

4-4-3 奨学資金給付金制度

	有用な人材	オを育成するこ	ことを目的に	、経済的理由	により修学		
事業概要	困難な生徒に	B難な生徒に対し、高等学校等へ入学するに当たり、奨学金を					
	給付する。						
	14.15.HD	就学前	就学前	.1. 334. 11.			
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生		
ステージ					O		

4-4-4 就学援助

事業概要		経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学 こ必要な費用(給食費、学用品費等)の援助を行う。					
対象ライフ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前	小学生	中高生		
ステージ				0	0		

4-4-5 塾代等助成事業

事業概要		就学援助補助対象世帯(生活保護受給世帯を除く。)で、中学 2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学						
	習にかかる	習にかかる費用の助成を行う。						
	1-7-1-HD	就学前	就学前	. 1. 116 pt				
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生			
ステージ					0			

4-4-6 学校給食補助

事業概要				を扶養してい 家庭の保護者			
	一定の所得基	一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。					
対象ライフ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生		
ステージ				0	0		

4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

	子どものいる生活困窮世帯(児童扶養手当・就学援助受給世					
事業概要	帯等)のうた	ち、希望するt	世帯に	対し企	業等から提供	を受けた食
尹未慨女	品等を配送す	する。定期配達	送をき	っかけ	に、子どもと	その家族を
	必要な支援に	こつなげ、地域	或や社	会から	の孤立を防い	でいく。
	実績(令和3年度)			計画内容	Į.
	宅食を希望	望する全ての	世帯	利用	者アンケート	を通じて、
	に、定期便と	特別便を合わ	せて	ニース	で把握すると	ともに、関
	年7回の配送	送を行った。(延べ	係課と	:の連携を一層	層深め、必要
	4, 746 世帯)			な支援を行 う 。		
計画目標	また、手渡し率向上による見			また、支援対象拡大や子ども		
可凹口惊	守り強化のため、子ども宅食で			の年齢や人数に応じて食品の		
	は初となる冷凍便を含む特別			配送量を調整する取組につい		
	便を配送し、食支援に重点をお			ては、配送を行う団体の業務量		
	いた施策を実施するとともに、		等を考慮しつつ、実施につい			
	図書カードの配付を行った。			て、コンソーシアムにおいて検		
				討する) ₀	
	4.T 4.E #0	就学前	就	学前	.I. 224 AL	
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3 歳	以上)	小学生	中高生
ステージ		0	(C	0	0

4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

前年度において住民税非課税の世帯や生活保護を受けている 世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の利 用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。

【対象事業】

事業概要

- ・一時保育事業(キッズルーム)
- ファミリー・サポート・センター事業
- ・おうち家事・育児サポート事業
- 病児 病後児保育事業
- ・ベビーシッター利用料助成制度

対象ライフ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
ステージ		0	0	0	

[※] 子育て支援事業利用者負担軽減補助は、令和4年4月から子育て支援事業利用料等助成制度に名称を変更しました。

4-4-9 福祉手当の支給

	心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るた 一助となるように、心身障害者等福祉手当(区制度)・特別						
事業概要							
	者手当等 (国 	制度)・重度の	心身障害者手:	当(都制度)を	を支給する。		
	(所得制限な	あり)					
	4-7-4 	就学前	就学前	.1. 234 £L			
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生		
ステージ		0	0	0	0		

4-4-10 特別児童扶養手当の支給

	心身に一足	心身に一定程度以上(身体障害者手帳 1 ~ 3 級(一部 4						
事業概要	又は愛の手軸	は愛の手帳1~3度程度)の障害等がある満20歳未満の児童						
	の養育者に	愛の手帳 1 ~ 3 度程度)の障害等がある満 20 歳未満育者に手当を支給する。(所得制限あり) 就学前 就学前						
	1-1-4-	就学前	就学前					
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生			
ステージ		0	C		0			
))	•)			

4-4-11 児童育成手当(障害手当)の支給

	心身に一気	定程度以上(身	身体障害者手	帳1・2級、	愛の手帳 1			
事業概要	~3度程度、	3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある満20						
	歳未満の児童	表未満の児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)						
	4-7-1 	就学前	就学前	.i. 336 pl.				
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生			
ステージ)	0		0			

4-4-12 児童扶養手当の支給

	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長					
事業概要	に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給す					
	る。(児童扶養手当法に基づく国の制度)					
学未似女	【対象】18 i	歳に到達した	年度の末日以	前(身体障害	者手帳1~	
	3級又は愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は 20 歳未					
	満)の児童で	を養育している	るひとり親家に	庭等(所得制	限あり)	
	4.7.4E #0	就学前	就学前	.1, 224 41-	4.54	
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生	
ステージ		0	0	0	0	

4-4-13 児童育成手当(育成手当)の支給

	ひとり親に	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長					
	に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給す 						
事業概要	る。(児童育	成手当条例に	基づく区の制	度)			
于木1%女	【対象】18 i	歳に到達した	年度の末日以	前(身体障害	者手帳1~		
	3級又は愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は 20 歳未						
	満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)						
		就学前就学前					
対象ライフ	妊娠期	妊娠期 (3歳未満) (3歳以上)					
ステージ		0					
		O)	0	0		

4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児					
*************************************	童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部又は全部を助					
	成する。					
事業概要	【対象】18 歳に到達した年度の末日以前(身体障害者手帳 1 ~					
	3級又は愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は 20 歳未					
	満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)					
	4-7-1 	就学前 就学前				
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生	
ステージ		0	0	0	0	
			_			

4-4-15 母子・父子自立支援員

		口工人派兵			
	ひとり親家庭等に必要な情報提供や相談支援を行う。				
事業概要	また、自立に向けて、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子				
事未 似女	家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業並び				
	子生活支援施設の入所の支援を行う。				
	4.T 4.E #0	就学前	就学前	.I. 224 AL	++
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生
ステージ	0	0	0	0	0

4-4-16 母子家庭自立支援事業

	児童扶養	手当受給水準(こあるひとり	親家庭の父母	が、より収
	入が高く安定	とした職に就 ๋	くことができ	るよう、就職	に有利な資
事業概要	格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育				
	給付金事業」	及び「母子類	家庭及び父子	家庭高等職業	訓練促進給
	 付金等事業」を実施する。				
	4-7-4-E-#0	就学前	就学前	.i. 336 sl.	
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生
ステージ		0	0	0	0

4-4-17 母子生活支援施設

	配偶者のな	ない女子又はこ	これに準ずる	事情にある女	子が、養育	
事業概要	すべき児童	(18 歳未満) (の福祉に欠け	ることがある	場合、本人	
尹未慨女	からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる					
	場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。					
	4.T.4.E. #0	就学前	就学前	.1. 224 AL	4-5-4-	
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生	
ステージ		0	0	0	0	

4-4-18 母子•女性緊急一時保護事業

	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必					
事業概要	要な母子やす	要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルヤ				
	民間のシェルターを活用した保護、相談及び援助を行う。					
	4.7.4E.#0	就学前	就学前	. 1. 22 <u>6 pl</u>		
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生	
ステージ	0	0	0	0	0	

4-4-19 母子及び父子福祉資金

	ひとり親家庭等に対し、経済的自立、生活意欲の助長及び児				
事業概要	童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
		就学前	就学前	.1. 346 pL	
	九二九三廿日				
対象ライフ	妊娠期	(3歳未満)	(3歳以上)	小学生	中高生